

經濟論叢

第129卷 第4・5号

- 租税法院についての覚え書(上)……………木崎喜代治 1
- イギリス鉄鋼分塊・条鋼圧延工場における
労使関係の実態(1)……………菊池光造 22
- フランス電力における資本供与金制度の展開…藤井秀樹 48
- ソ連邦の工業化と外国技術……………林田博史 71
- 銀行の規模と成長……………内田滋 93

書 評

R. N. トーマス, J. H. ハンタ編著

『発展途上世界における国内移住制度

——特にラテン・アメリカに関連して』……………竹内勉 115

昭和57年4・5月

京都大學經濟學會

フランス電力における 資本供与金制度の展開

藤 井 秀 樹

はじめに

公企業会計検査委員会 *Commission de vérification des comptes des entreprises publiques* 第8次報告書(1962年11月承認、翌63年1月公表)は、フランス電力 *Électricité de France* (以下「EDF」と略す)について言う。

「一方で、売上高に対する年間投資額の割合が、この数年間実に60%以上にものぼり、他方で、様々な形態による借入金への依存度が、〔年間投資額の〕約80%にも達するということから、もはやこれ以上放置しえない問題が生じている。」¹⁾

それは、50年代を通じて形成され加速化されてきた EDF の経営危機が、そのまま60年代にも引きつがれたこと、従って、EDF 経営問題解決のために1956年に設けられた EDF の資本増加制度たる資本供与金制度 *Dotation en capital* が、この時点(60年代初頭)においては、いまだ見るべき効果を生むに到っていなかったこと、を端的に示す叙述であった²⁾。しかしその後、EDF の財務再建・経営改革が国家の手で強力に推し進められるに到り、資本供与金制

1) *Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, Huitième rapport d'ensemble*, le 16 novembre 1962, J. O. Doc. ad., 1963, p. 30.

公企業会計検査委員会は、公企業に対する会計監査、業務監査を総合的に行なう特別機関として1948年に設立された。その公表する報告書は、「公的セクター全般にわたり統一的視点から体系的に報告される……唯一の公文書である。」(A. G. Delion, *L'Etat et les entreprises publiques*, 1959, p. 113.)

公企業会計検査委員会の組織、権限、活動内容については、*Ibid.*, pp. 95-115, G. Lescuyer, *Le contrôle de l'État sur les entreprises nationalisées*, 1962, pp. 226-237, A. de Laubadère, *Traité de droit administratif*, 3^e éd., 1977, pp. 240-241.

度はめざましい展開をとげてゆくことになる。

従来わが国では、フランス経済は「混合経済」の代表的事例として、しばしば引き合いにだされてきた。また、その産業国有化の伝統は、新生ミッテラン政権の経済政策にも受けつがれているところである²⁾。ところが、フランス公企業の実態を財務内容にまで掘り下げた形での紹介や研究は意外に少なく、むしろ皆無と言ってよい状況にある。

そこで本稿では、この研究上の空白を克服する作業の一環として、1960年から1973年までの EDF における財務再建・経営改革の進展過程を追跡しながら、その過程に深くかかわった資本供与金制度が、いかなる役割と特徴とをもって展開していったのかを考察したい。

代表的フランス公企業の一つである EDF は、公企業の財務再建・経営改革の典型的事例でもあるので、本稿が、現代フランス公企業の経営・会計的分析に貢献することができれば幸いである。

I EDF の財務再建過程と資本供与金制度

さきに指摘したように、60年代初頭の EDF の経営・財務は、50年代の諸矛盾を引きつぎつつ、更にその混迷の度合いを深めていた。

1959年以來の料金凍結政策 *blocage des tarifs* の結果、「フランスの料金は、1962年において共同市場の加盟国中で最も安価な料金に属する」⁴⁾こととなり、また戦後復興期の公的助成の一つであった利子補給 *bonification d'intérêt* も59年度借入契約分を最後に適用打ち切り、廃止となり、金融費用の負担増に拍

2) 拙稿「フランス電力 (EDF) における資本供与金制度の成立」『経済論叢』第128巻 第3・4号, 53ページ以下参照。そこにおいて、資本供与金制度の成立過程が EDF 経営危機とのかかわりて追跡されている。

3) この点については、「流れ変わる仏産業政策」『日経産業新聞』1981年6月29日付、長部重康「フランス経済、社会党政権の挑戦」『エコノミスト』1981年7月7日号、などを参照のこと。

4) EDF, *Rapport d'activité-Comptes de gestion, exercice 1962*, p. 30.

この報告書は、電力国有化法第29条によって、各年度ごとに作成、公表が義務づけられた EDF の事業年報である。

車をかけていた（対売上高金融費用比率は、60年—62年の三年間に、14.0%、14.8%、15.1%と上昇）。⁵⁾

こうした状況の中で62年 EDF は、一般経営損失（経営計算書借方残高）139百万フラン、純損失（損益計算書借方残高）190百万フランという空前の赤字幅を計上するに到った⁵⁾。

他方これに対し、公企業会計検査委員会は、久しい以前から EDF 経営問題の危険性を指摘し、その解決のための勧告を行なっていたが⁶⁾、その勧告がまとまった形で定式化されたのは、第9次報告書（61年—63年を主要検査対象とする）においてである。同報告書は、EDF の財務再建のためにとられるべき措置として、次の二点を勧告した。

「第一のそして最も重要な措置は、〔投資に充当される〕純自己資金 *ressource propre nette* をより高い水準に引き上げることである。その際には、当企業の平均的生産性上昇を考慮した上で、全般的経済政策に適合する範囲において、公表電力経済指数にもとづき料金水準を改訂することが望ましい。……とられるべき第二の重要な措置は、資本供与金に関するものである。所有者たる国家は、国民的役務の発展に必要な資金的手段を〔EDF に〕与える義務があり、何よりもそれは、永久資本の拠出によってなされるべきである。』⁷⁾

すなわちそれは、料金値上げと資本供与金交付の二本だての措置によって、EDF の財務再建を計るべし、との勧告であった。

5) それまでの最高赤字幅は、国有化直後の49年に記録された一般経営損失59百万フラン、純損失55百万フランであった。それは、62年の赤字におよぶべくもない水準である。更にその後73年まで、62年の一般経営損失は、68年の159百万フラン、71年の175百万フランによって凌駕されたのみであり、純損失にいたっては、62年の額を越える損失計上はついに現われなかったのである。62年の赤字がいかに大規模なものだったかが、理解されよう。

6) 例えば第6次報告書には、次のような叙述が見られる。「FDSE 貸付金（3,150百万フラン）が、近年、資本供与金に転換されたとは言え、EDF の借入金は依然として膨大な額に達する。こうした借入金の圧力が、並外れて増大してゆく危険な傾向に歯止めをかけるためには、投資に充当される公施設の自己資金部分を増進するような措置を講じてゆく外ない。」(Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Sixième rapport d'ensemble*, le 29 juillet 1958, J. O. Doc. ad., 1958, p. 778.)

7) Commission de vérification des entreprises publiques, *Neuvième rapport d'ensemble*, le 7 décembre 1964, J. O. Doc. ad., 1965, p. 68.

公企業の料金政策は、かねてから多くの論者の批判の的となってきた⁸⁾。また公企業の経営上のひずみ、業績不振が、主として、料金抑制を柱とする国家の公企業政策によってもたらされたものである以上は、国家がそれを資本供与金の交付によって補償するのは当然のことであるとする認識も、その経営危機が深まるにつれて、公企業関係者の間では一段と強まっていた⁹⁾。

公企業会計検査委員会の前掲勧告は、公企業経営をめぐるそうした批判、認識と明らかに連繫したものであり、更にまた、この勧告の基本方針は、後に「ノラ報告」において一層精緻化されつつ引きつがれることにもなる¹⁰⁾。

前掲の第9次報告書勧告に依拠しつつ、62年の大幅赤字計上を契機として、63年いよいよ資本供与金制度は、EDFにおいて本格的な展開期をむかえることになる。それは同時に、EDFにおける財務再建過程の開始を告げるものでもあった。

まず、1963年7月、5,800百万フランの経済社会開発基金貸付金（以下「FDES貸付金」と略す）¹¹⁾が、57年の交付と同様の手続に従って¹²⁾、資本供与金に転

8) 例えば、フランス会計検査院主任検査官 A. G. ドゥリオンは、次のように言う。「料金の人為的操作政策は、公企業にとって忌むべきものである。それから結果する赤字は、自己金融を妨げ、金融費用を増大させ、《企業競争力 *compétitivité*》を減退させる。それ（赤字——引用者）は、公企業の〔経営的〕独立性を損ない、世論の不当ではあれ厳しい批判を惹起する。」（A. G. Delion, *op. cit.*, p. 136.）

その他、G. Lescuyer, *op. cit.*, pp. 288-290, B. Chenot, *Les entreprises nationalisées*, 4^{ed.}, 1967, pp. 50-51.

9) EDF, *op. cit.*, exercice 1959, p. 23, A. G. Delion, *Le statut des entreprises publiques*, 1963, p. 213, A. de Laubadère, *op. cit.*, p. 256.

10) 「ノラ報告」（1967年4月公表）は、第二次世界大戦後におけるフランス公企業の総括的評価にもとづき、画期的とも言える公企業改革案を提起したことによって、すでにわが国でも広く知られている。就中、焦眉の課題であった公企業の財務再建について、同報告書は、次のように勧告している。

「経営勘定の均衡と〔望ましい水準以上の〕借入金によらない投資金融活動とを同時に確保するためには、可能な限りの費用切り下げが行なわれたならば、資本供与金すなわち租税による資金調達か、料金値上げによる資金調達か、の選択しか残らない。」（Groupe de travail du comité interministeriel des entreprises publiques, *Rapport sur les entreprises publiques*, 1967, p. 59, 堀田和宏訳「公企業に関する報告書——フランス公企業に関するノラ報告」『世界経済問題研究叢書』第14輯, 1977年, 52ページ。）

11) FDES は、国庫に直結された特別勘定の一つであり、国家資金を政策的重点部門に中継する政府直属の投資金融機関である。その理事会は、大蔵大臣を長とし、経済・金融関係の關係、

換された。更に同年同月、「公施設は、その設立以来初めて、新規資金の拠出による資本供与金 *dotation en capital en argent frais* 170百万フランを受けとった。」¹³⁾ (以下ではとりあえず、前者の形態による資本供与金交付を「転換交付」、後者の形態によるそれを「新規拠出交付」ないしは単に「交付」と呼ぶ。)

63年の転換交付は、「設立当初拠出金の不足分を補填する〔財務の〕正常化措置」¹⁴⁾であり、「利子費用軽減の外、借入元金返済義務の免除によって、資金繰りを緩和させ、投資に充当しうる自己資金を増大させる」¹⁵⁾ことを目的としたものであった。

しかし、この63年の転換交付が有するより重要な意味あいは、次のような点に存するであろう。

すなわち、EDF営業報告書によれば、EDF が、その経営活動を開始する48年から59年までの12年間に、投資資金として国家から交付を受けた FDES 貸付金は、総計9,953百万フランに達した。それは、同期間における EDF 投資総額の55.6%に相当する。これに対し、57年と63年との二度にわたる資本供与金の転換交付（それぞれ、3,150百万フラン、5,800百万フラン）の合計額は、8,950百万フランとなり、それは、前掲の FDES 貸付金累計額の実に89.9%にもおよぶのであった。戦後経済復興の推進軸の一つとなった EDF において、その投資金融を主導したのは外ならぬ FDES 貸付金であったが、それによって生じた EDF の膨大な累積債務は、この二度にわたる資本供与金の転換交付によって、ほぼ完全に帳消しとされたことになる¹⁶⁾。こうして、EDF 財務における「戦後」は、一挙に処理され終わったのである。

↳フランス銀行総裁などによって構成される。

12) 拙稿、前掲論文、73-74ページ。

13) EDF, *op. cit.*, exercice 1963, p. 27.

14), 15) Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Dixième rapport d'ensemble*, le 23 février 1967, J. O. Doc. ad., 1967, p. 70.

16) このことは、60年—63年において、EDF に交付された FDES 貸付金の合計額6,230百万フランが、63年度末の貸借対照表の FDES 貸付金残高6,486百万フランと、ほぼ一致するという事実の内にも示されている。

しかし、「どんなに有益な措置であろうとも、それ（63年の転換交付——引用者）は、いかなる直接的資金をももたらさず、従って、投資金融問題において部分的な解決にしかつながらな¹⁷⁾かったし、また、170百万フランの新規拠出交付も「その金融の必要とはかけはなれた措置にとどまっ¹⁸⁾た。事実、EDFの投資金融構成自体は、63年においても、ほとんど大きな変化を見せていない（第1表）。

第1表 EDFの投資金融構成

単位、百万フラン、()内は投資総額を100とする%表示

年次	総額	自己資金	資本供与金	確定資金	FDES貸付金	その他の借入金
1960	2,857	364 (12.7)	— (—)	(12.7)	1,680 (58.8)	813 (28.5)
1961	2,878	441 (15.3)	— (—)	(15.3)	1,550 (53.9)	887 (30.8)
1962	3,218	607 (18.9)	— (—)	(18.9)	1,500 (46.6)	1,111 (34.5)
1963	3,569	634 (17.8)	170 (4.8)	(22.6)	1,500 (42.0)	1,265 (35.4)
1964	3,964	831 (21.0)	— (—)	(21.0)	1,520 (38.3)	1,613 (40.7)
1965	4,247	1,133 (26.7)	1,040 (24.5)	(51.2)	400 (9.4)	1,674 (39.4)
1966	4,658	1,208 (25.9)	1,125 (24.2)	(50.1)	400 (8.6)	1,925 (41.3)
1967	4,849	1,474 (30.4)	1,059 (21.8)	(52.2)	— (—)	2,316 (47.8)
1968	5,165	1,891 (36.6)	1,000 (19.4)	(56.0)	965 (18.7)	1,309 (25.3)
1969	5,296	2,463 (46.5)	600 (11.3)	(57.8)	630 (11.9)	1,603 (30.3)
1970	5,127	2,583 (50.4)	550 (10.7)	(61.1)	600 (11.7)	1,394 (27.2)
1971	5,242	2,115 (40.4)	450 (8.6)	(49.0)	500 (9.5)	2,177 (41.5)
1972	5,955	3,613 (60.6)	444 (7.5)	(68.1)	444 (7.5)	1,454 (24.4)
1973	6,333	4,155 (65.6)	— (—)	(65.6)	— (—)	2,178 (34.4)

〔出所〕 EDF, *Rapport d'activité-Comptes de gestion, exercices 1960-1973* により作成。

「借入金への依存度を、許容しうる範囲内に抑えるためには、株主たる国家の交付する新規の資本出資によるしかないとすれば、〔資本供与金の交付にあたって〕貸付金の転換という迂回的な手続をとらないようにすることが望ましい¹⁹⁾（傍点引用者）という判断から、65年以降専ら用いられるようになったの

17), 18) Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Neuvième rapport d'ensemble*, le 7 décembre 1964, J. O. Doc. ad., 1965, p. 143.19) Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Dixième rapport d'ensemble*, le 23 février 1967, J. O. Doc. ad., 1967, p. 70.

が、新規拠出交付の形態である。

この新しい形態による資本供与金の交付こそ、EDFの財務再建を主導してゆくものに外ならなかった。その交付状況を、第1表によってあとづけてみよう。

第1表に示す資本供与金欄の数字が、各年の交付額をそのまま表わしている。この外、表中には現われていないが、72年、73年に、それぞれ944百万フラン、856百万フランの資本供与金が転換交付されている。

第1表は、EDFの投資金融構造に大きな変化が現われ始めたのが、正に65年以降のことであったことを明確に示している。

65年—72年の8年間に新規拠出交付された資本供与金の総額は、6,268百万フランに達し、それは、同期間における投資総額の15.5%を占めた。

これに対し、FDES貸付金の著しい低下が目立っている。65年以降8年間の累計額は、3,939百万フランで、この額は、同期間に交付された資本供与金8,068百万フラン（転換交付も含む）の48.8%にすぎない。この事実は、公的資金交付の主要形態が、FDES貸付金から資本供与金へと移行していったことを如実に示している。

「より釣り合いのとれた資金調達活動が開始された」²⁰⁾と公企業会計検査委員会第10次報告書（62年—65年を主要検査対象とする）が評するように、こうして、自己資金と資本供与金の合計額である「確定資金 *ressource définitive*」²¹⁾は、65年に、一挙50%を確保し、借入金返済の集中した71年を例外として、漸次上昇の方向を辿っていったのである。

ところで、第1表をより詳細に見れば、資本供与金の交付状況は、決して一様ではなかったことが知られる。

20) *Ibid.*, p. 85.

21) 公企業の資金調達計算において、「確定資金」という用語は、借入金に対し、返済する必要のない資金を言い表わすものとして、使われている。

なお、Groupe de travail du comité interministeriel des entreprises publiques, *op. cit.*, p. 56, Note (21), 堀田, 前掲訳書, 71ページ, 注(7) 参照のこと。

63年—72年の10年間の交付総額は、6,438百万フランにのぼるのであるが、その約3分の2に当たる4,224百万フランは、65年—68年の4年間に集中している。これに対し、69年以降、資本供与金の交付は著しく減少してゆき、73年、ついには交付自体が打ち切られるに至る。

65年—68年における投資金融構造の変化は、資本供与金の大量交付によって、借入金部分が大きく抑制されつつ、確定資金の比率が漸次上昇していったことを特徴としている。それは、後述する料金政策の転換と相俟って、「ノラ報告」の言う「料金値上げと多額の資本供与金〔交付〕との組み合わせ」²²⁾によるEDFの財務再建が、「ノラ報告」の公表(67年)に前後する形で、いわば全面的に展開する時期であったと言える。

これに対し、69年以降の変化は、逆に、資本供与金の漸減によって特徴づけられている。そして、確定資金の更なる上昇は、自己資金部分のめざましい増大によって主導されたことこそが、最も注目すべき変化であった。いうなれば、それは、EDFの経営が国家の手から「一人だち」してゆく過程であった。

以上の事実は、68年—69年を境に、EDFの経営政策をめぐって、大きな転換があったことを示唆している。

II EDF経営改革の進展と「計画達成契約」

まず、資本供与金の交付が集中して現われた時期である1965年—1968年の事態の推移を、いま少し立ち入って吟味してみよう。

65年以降、資本供与金の大量交付に助けられ、EDFはその投資資金の50%以上を確定資金によって調達することができるようになった。それは確かに、64年以前の変則的投資金融構造から見れば、大幅な財務の正常化であったと言える。しかし、投資所要資金の残りの50%は、依然、借入金によって調達さ

22) *Ibid.*, p. 65. 前掲訳書, 58ページ。

23) Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Onzième rapport d'ensemble*, le 20 mars 1969, Extrait du J. O., 1969, p. 25.

れており、また、自己資金の比率自体も低位にとどまっていたのである。要するに、この時点において、EDF は「いまだ、自らの投資主体とはとても言えない状況にあ」²⁴⁾ った。

そして、このことは、ひとり EDF の財務問題にとどまらず、その投資規模の龐大さから、いわゆるフランス公企業問題の「主要な困難」²⁵⁾ ともなって現われていたのである。

その問題の核心とは、公企業会計検査委員会第11次報告書（65年—67年を主要検査対象とする）によれば次の点にあった。「〔八大公企業の〕設備投資金融のために交付された公的資金は、この三年間（65年—67年——引用者）におよそ9,500百万フランにもぼった。この額は、……実に、〔これら企業における三年間の〕投資総額の40%を表わしているのである。」²⁵⁾（第2表）

第2表の示すところでは、貸付金形態による助成はともかく、65年—67年の三年間に交付された資本供与金の実に95%は、専ら EDF によって吸収されてきたのである。

こうしたことから、同報告書は、EDF に交付されてきた資本供与金について、次のような批判的評価を下したのである。

24) *Ibid.*, p. 27.

25) *Ibid.*, p. 28.

なお、主要八大公企業とは、フランス石炭 (CDF), EDF, ローヌ開発公社 (CNR), フランス・ガス (GDF), フランス国鉄 (SNCF), パリ交通局 (RATP), エール・フランス, パリ空港, を言う。この八公企業に、原子力庁 (CEA) を加えた「九団体は、……公企業会計検査委員会の検査のおよぶ全企業の、直接的投資総額のほとんどすべてを、支出している。」(Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Dixième rapport d'ensemble*, le 23 février 1967, J. O. Doc. ad., 1967, p. 69.)

第2表 1965年—1967年における公企業の投資金融構成
単位、百万フラン

	主要八大公企業	EDF
自己資金	5,524	3,814
資本供与金	3,397	3,224
長期借入金	14,572	6,766
中期借入金・その他	335	△50
合計	23,828	13,754

注 △印マイナス。
主要八大公企業については注 25) 参照のこと。

〔出所〕 Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Onzième rapport d'ensemble*, le 20 mars 1969, p. 26 により作成。

「EDF という」成長企業の所有者たる国家が、収益性を見込んだ投資に対して助成を行なうことは認めうるとしても、資本供与金の年間交付額は〔ここ三年の間〕10億フランにも達しているのであって、これは、もはや越えることのできない水準であるとともに、今後維持することもできない水準であるように思われる。

結局のところ、大幅に増大させねばならないのは、自己資金部分である。]²⁶⁾

それは正に、「多額の資本供与金」交付に依拠した財務再建方式の限界を表明したものに外ならなかった。そして、資本供与金交付の推移に見られた、69年以降の漸減の理由も実はここにあったのである（なお後述参照）。

以上の点を念頭に置きつつ、次に、EDF

にとって「絶対的要請」²⁷⁾とされた自己金融力強化の過程に分析を移そう。

自己金融資金が、主として料金収入によってもたらされることは言うまでもない。そしてすでに見たように、料金値上げは、公企業会計検査委員会の勧告においても、また「ノラ報告」においても、資本供与金の交付とならんで、EDF 財務再建策の主軸として位置づけられていた措置である。

第3表は、料金値上げの進展状況を示したものである。63年の大幅値上げは、59年以降の料金凍結と、その最終的結果である62年の大幅赤字とを補償するためのものであった。そして64年以降も、それまでの料金凍結政策は斥けられ、

第3表 電気料金値上げの
進展状況 単位、%

年次	進展状況	
	高压料金	低压料金
1960	—	—
1961	—	—
1962	—	—
1963	7.3	7.0
1964		1.75
1965		1.85
1966		1.85
1967		4.8
1968	—	△5.69
	4.8	3.0
1969	—	4.0
1970		3.5
1971		3.0
		1.85
1972		2.0
1973	3.0	3.6

注 △印マナイス。

〔出所〕 EDF, *op. cit.*, exercices 1960-1973 により作成。

26), 27) Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Onzième rapport d'ensemble*, le 20 mars 1969, Extrait du J. O., 1969, p. 37.

68年の特別措置²⁸⁾を唯一の例外として、毎年、連続の料金値上げが実施されていったのである。

ところで前節でも指摘したように、65年—68年は、「料金値上げと多額の資本供与金」交付とが同時並行的に実施され、EDFにおける財務再建を主導した時期となっている。が、注目されるのは、前掲の公企業会計検査委員会第11次報告書が行なった資本供与金交付に対する批判的勧告に応えるように、69年以降、値上げの加速化が実施されていったことである。資本供与金交付額の漸次低減化措置に対応しつつ実施された、自己金融力強化政策としての料金政策の具体的展開が、そこに現われている。

第4表 料金収入の推移

単位、百万フラン

年次	料金収入	対前年度 増加率%	1960=100.0
1960	4,419	8.1	100.0
1961	4,740	7.3	107.3
1962	5,209	9.9	117.9
1963	5,904	13.3	133.6
1964	6,697	13.4	151.6
1965	7,288	8.8	164.9
1966	8,044	10.4	182.0
1967	8,870	10.3	200.7
1968	9,436	6.4	213.5
1969	10,597	12.3	239.8
1970	11,753	10.9	266.0
1971	13,311	13.3	301.2
1972	15,093	13.4	341.5
1973	16,885	11.9	382.1

注 料金収入には未収料金当期増加高を含む。なお注²⁹⁾参照のこと。

〔出所〕 EDF, *op. cit.*, exercices 1960-1973 により作成。

28) 68年1月1日をもって、低圧料金の一律5.69%の値下げが実施された。それは、付加価値税の全面改訂にともなう、税率の大幅引き上げに対応する措置であった。

その事情は、以下の通りである。すなわち、それまで、高圧料金に対して10%、低圧料金に対して7.75%であった付加価値税率が、68年1月1日を期して、一律13%に、そして同年12月1日には、更に15%にまで引き上げられることになった。ところが、これに対応して、「一般に、付加価値税の回収ができないこの種の需要家(低圧需要家——引用者)の負担する、料金の水準を変えないようにするために、……政府の要請に応じて、EDFは、低圧税抜き料金の一律5.69%値下げという一時的措置を、受け入れたのである。」(EDF, *op. cit.*, exercice 1968, pp. 18-19.)

これは、公企業の料金形成が政策手段として利用された、一つの典型例である。

なお、「付加価値税の回収」については、後出注³¹⁾、68年の付加価値税の改訂については、G. Delorme, “La réforme de la T. V. A.”, in P. Lassègue et al., *La fiscalité et l'entreprise, réformes en cours et perspectives*, 1967, p. 15 et s., H. Lévy-Lambert, *La vérité des prix*, 1969, pp. 88-90 を参照のこと。

他方その間、料金収入²⁹⁾自体も、持続的増大の一途を辿っていた。特に、料金値上げの開始された63年以降は、65年と68年を除いて軒並み、対前年度増加率が10%を越えていった(第4表)。そして、60—73年における料金収入の伸長は、同期間における投資額伸長の2.2倍に対し、3.8倍にも達したのである。

第5表 資金運用・調達構成

単位、%

年次	所要資金 総額 (百万フ ラン)	運用項目			調達項目			
		投資	借入金 返済	その他 の支出	自己金融 資金	TVA 回収	外部調達 資金	その他 収入
1960	3,936	72.6	9.9	17.5	27.0	5.0	63.3	4.7
1961	3,779	76.2	9.4	14.4	25.9	4.7	65.0	4.4
1962	3,981	80.8	10.4	8.8	24.8	5.1	65.6	4.5
1963	4,620	77.3	7.6	15.1	28.0	4.8	63.5	3.7
1964	4,948	80.1	8.5	11.4	25.6	7.0	63.3	4.1
1965	5,259	80.7	7.4	11.9	31.7	4.9	59.2	4.2
1966	6,340	73.4	7.8	18.8	32.1	4.0	54.4	9.5
1967	6,263	77.5	7.5	15.0	33.7	4.6	53.9	7.8
1968	6,700	77.1	7.5	15.4	30.8	9.3	48.9	11.0
1969	7,057	75.1	9.6	15.3	36.6	10.4	40.1	12.9
1970	6,898	74.3	11.2	14.5	44.1	10.5	36.9	8.5
1971	7,605	68.9	12.0	19.1	47.2	9.6	41.1	2.1
1972	7,712	77.2	10.5	12.3	54.7	9.6	30.4	5.3
1973	7,592	83.4	6.8	9.8	57.2	9.9	28.7	4.2

注 その他の支出は、繰延資産関係支出、取替工事、法人税など。

その他の収入は、固定資産売却益、国家参加投資(一種の建設助成金)など。

外部調達資金には、資本供与金を含む。

〔出所〕 EDF, *op. cit.*, exercices 1960-1973 により作成。

このような料金収入の持続的増大傾向を背景に、運用資金の調達構造にも大きな変化が現われていた。

第5表は、69年以降の EDF 投資金融におけるめざましい「正常化」が、その自己金融資金 *marge brute d'autofinancement* によって推進されたことを、

29) 料金収入には、未収料金当期増加高 *valeur de l'accroissement de l'énergie livrée et non facturée* を含む。EDF の業務別一般経営計算書 *Compte d'exploitation générale, prix de revient et recettes des différentes activités* には、この合計額が、事業収入として計上される。

改めて実証している³⁰⁾。

付加価値税の回収 *récupération de la TVA* (表中の「TVA 回収」) は、「[付加価値税の適用が EDF におよんだ] 1959年以來、極めて重要な《租税金融 *crédit d'impôts*》を形成」³¹⁾していたが、付加価値税率の改訂(68年)以降、一段とその重要性を増していった。

第6表 自己金融資金の調達構成

単位、百万フラン、() 内は自己金融資金総額を100とする%表示

年次	自己金融 資金総額	利益留保繰入額	減価償却繰入額	諸引当金繰入額
1960	1,061	145 (13.7)	855 (80.6)	61 (5.7)
1961	980	4 (0.4)	912 (93.1)	64 (6.5)
1962	987	△131 (△13.3)	1,045 (105.9)	73 (7.4)
1963	1,292	5 (0.4)	1,247 (96.5)	40 (3.1)
1964	1,267	△101 (△8.0)	1,321 (104.3)	47 (3.7)
1965	1,666	15 (0.9)	1,538 (92.3)	113 (6.8)
1966	2,038	165 (8.1)	1,714 (84.1)	159 (7.8)
1967	2,111	45 (2.1)	1,955 (92.6)	111 (5.3)
1968	2,064	△134 (△6.5)	2,015 (97.6)	183 (8.9)
1969	2,581	24 (0.9)	2,258 (87.5)	299 (11.6)
1970	3,045	28 (0.9)	2,643 (86.8)	374 (12.3)
1971	3,586	△151 (△4.2)	2,886 (80.5)	851 (23.7)
1972	4,216	52 (1.2)	3,455 (82.0)	709 (16.8)
1973	4,342	76 (1.7)	3,525 (81.2)	741 (17.1)

注 △印マイナス。

〔出所〕 EDF, *op. cit.*, exercices 1960-1973 により作成。

30) 自己金融資金とその他の収入の合計額から、その他の支出を差し引いた残額を、「粗自己資金 *ressource propre brute*」と言い、更にこれに、借入金の返済額を減算、付加価値税の回収額を加算したものが、投資に充当される「純自己資金 *ressource propre nette*」となる。EDFの資金計算書では、各年度の自己金融力を表わす指標としては前者が、資金繰りの緩急を表わす指標としては後者が、それぞれ重視されている。「計画達成契約」において「自己資金」の指標として、粗自己資金が用いられたのは、そのためであろう(第7表の注を参照のこと)。

なお、本稿第1表における「自己資金」とは、言うまでもなく、純自己資金のことである。

31) *Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, Neuvième rapport d'ensemble*, le 7 décembre 1964, J. O. Doc. ad., 1965, p. 68.

フランスの付加価値税制のもとでは、投資活動は免税の対象とされ、投資活動にともなって購入される財貨については、その価格に含まれる付加価値税が、投資主体に払い戻されるしくみになっている。

更に、自己金融資金の調達構成を分析したのが、第6表である。これによれば、自己金融資金の加速度的増大が、経営利益によってではなく、いわゆる内部金融、特に、減価償却資金によって担われたことが理解される。

従来 EDF では、原則として、定額法が採用されていたのであるが、「ノラ報告」の公表以降、政府指導のもとで減価償却法の見直し作業が開始され³²⁾、その結果、69年9月のEDF理事会で「逡減法 *amortissement dégressif*」の採用が決定された。それは、まず70年に、原子力発電設備に、ついで72年には、全償却性固定資産に、適用されていった。このことは同時に、課税所得の制度的圧縮を意味していた³³⁾。第6表は、これらの諸結果を集約的に表わしたものである。

以上のようなEDFの自己金融力強化をめぐる諸政策は、もはや、単なる財務再建という範ちゅうを越え、EDFの経営政策および経営諸制度の基底的転換、すなわち経営改革を指向していたと言わねばならない。そして、この経営改革は、やがて、より体系化された政策プログラムに接合してゆく。

1970年12月23日に、EDFと国家との間で締結された「計画達成契約 *Contrat de Programme*」がそれであった³⁴⁾。

32) 公企業における減価償却法は、「ノラ報告」でも、次のようにとり上げられた。「実際には、[公]企業は、償還期間の一段と短い借入金を利用する一方、その固定資産については、極めて長期にわたる耐用年数を採用し続けている。このことから、会計上の減価償却と借入金の返済とのギャップが、絶えず増大してきた。」(Groupe de travail du comité interministeriel des entreprises publiques, *op. cit.*, p. 59, 堀田, 前掲訳書, 52ページ。)

33) 極めて重大な問題であるが、課題の限定上、これ以上の言及は割愛せざるを得ない。ただ、この減価償却法の改訂が、料金政策の転換と対をなすものであり、増大する料金収入の外部流出を阻止する効果を生んだ、ということだけを指摘しておく。なお、次の文献を参照のこと。C. Louit, *Les finances des entreprises publiques*, 1974, pp. 237-239, Commission de vérification des entreprises publiques, *Douzième rapport d'ensemble*, le 24 novembre 1971, J. O. Doc. ad., 1972, p. 92, EDF, *op. cit.*, exercice 1972, p. 74. 戦後フランスの減価償却制度をあつかった邦語文献としては、高山朋子「フランスの減価償却制度と自己金融」『旭川大学紀要』第5号, 31ページ以下, がある。

34) 「計画達成契約」は、行政契約の一種で適用期間は、71年1月から75年12月までとされた。

なお、「計画達成契約」は、EDFの外に、フランス国鉄(69年7月)、フランス・ラジオテレビ局(ORTF)(71年10月)とも、それぞれ締結されている。

なお、A. de Laubadère, *Droit public économique*, 1976, pp. 516-518, C. Louit, *op. cit.*, pp. 124-128, 堀田和宏「欧米—とくにフランスにおける公企業と国の関係のあり方」公企業労セ

「計画達成契約」は、「ノラ報告」で提起され、ついで国家の公企業政策として定置された、公企業の国家主導体制 *étatisme* からの解放と公企業経営の自主化という改革路線の、一つの集大成であった。その基本構想は、公企業が、当該契約で規定された経営諸目標を達成する限りにおいて、国家は、公企業に自主的経営管理を保証する、というものである。その場合の経営諸目標が、公企業の収益性強化、ならびにそれと不可分の関係にある「投資金融における国庫助成の漸次削減」³⁵⁾ という方向に沿って設定されたことは、言うまでもない³⁶⁾。「計画達成契約」の中で、資本供与金の利子率が、3%から5%に引き上げられたことも、この方向と軌を一にするものである（同契約第11条³⁷⁾）。

第7表は、71年—73年における、これら諸目標と実績値とを、比較対照したものである。それによれば、71年の「生産性」実績を唯一の例外として、すべ

第7表 計画達成契約の達成状況

年次	1971		1972		1973	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
投資利益率(%)	7.5	7.6	8.2	8.65	8.7	9.1
自己資金(百万フラン)	2,113	2,302	3,012	3,681	3,578	3,922
自己資金比率(%)	54.3	57.8	62.8	74.2	72.2	73.7
生産性(%)	4.8	3.8	4.8	6.6	4.85	6.07

注 投資利益率 = $\frac{\text{減価償却費控除前の期末資産増加額}}{\text{償却済資産、流動資産を除く期首資産合計}}$

自己資金比率 = $\frac{\text{粗自己資金} + \text{TVA回収}}{\text{投資総額}}$

生産性 = $\frac{\text{生産増加額}}{\text{生産要素増加額}} - 1$

自己資金は粗自己資金である。

〔出所〕 EDF, *op. cit.*, exercices 1971-1973 により作成。

ノクター『調査研究資料』第73号、69-76ページ、を参照のこと。

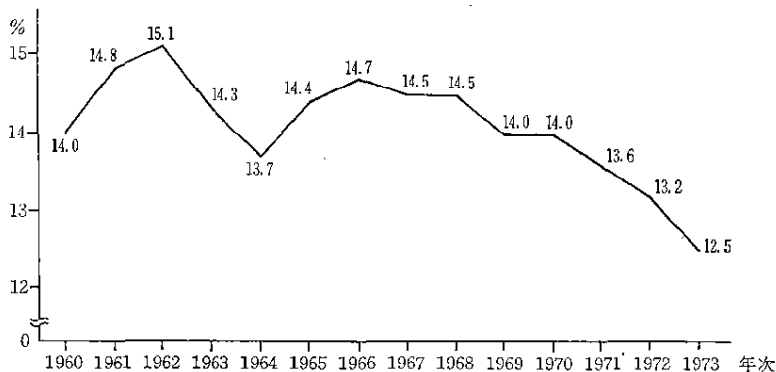
35) EDF, *op. cit.*, exercice 1971, p. 79.

36) 公企業会計検査委員会の、「計画達成契約」の位置づけについては、Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Treizième rapport d'ensemble*, le 19 novembre 1973, Extrait du J. O., 1974, p. 38.

37) これに先だち、FDES 貸付金の金利も、69年に、4.5%から6.75%に引き上げられている。C. Louit, *op. cit.*, p. 296.

ての実績値が目標値を上回っていることが分かる。「計画達成契約」方式のもとで、EDFの経営改革が、少なくとも73年までは、極めて順調に進行していたことを、それは示している。

第1図 対売上高金融費用比率の推移



注 売上高は税込み。

【出所】 EDF, *op. cit.*, exercices 1960-73 により作成。

そしてまた、このような経営改革の成果は、金融費用圧力の着実かつ加速度的な低下となって、現われてもいた(第1図)。金融費用の圧力こそは、かつて、EDFにおける経営危機の深化を表わすバロメーターとされ、また、資本供与金制度の主たる設立事由ともされてきたものに外ならない。

以上見てきた経営改革の成功の上に立ちながら、EDFは、73年を「転換の年」と位置づけ、年間投資額を80年までに、実質価幣価値で二倍にまで高めるという、壮大な展望を指し示すのであった³⁸⁾。

III 資本供与金制度の政策的位置づけをめぐって

1960年—1973年のEDFにおける、資本供与金制度の具体的展開過程は、以上の分析によって示されたと思われる。また、経営改革に接合してゆく経営危

38) EDF, *op. cit.*, exercice 1973, p. 47.

機の克服、財務の再建が、EDFの場合、資本供与金の交付を抜きには考えられなかったことも、同時に明らかになったであろう。

ところで、資本供与金制度の運用過程をふり返って見た場合、それは、制度の設立当初からあらかじめ方向づけられていたと言うよりも、多分に、その後の諸条件から経験的に導き出されてきた側面が強かった、と言わざるを得ない。この点はすでに、56年5月14日のデクレ（資本供与金制度の設立法規）の配当規定、償還規定が、いずれも、制度の運用開始当初（57年）から適用されなかった、ということの内にも現われていた³⁹⁾。

資本供与金制度の政策的立場を考える際に、出発点となるべきは、当該制度の本格的展開過程の開始を告げるものとなった、前掲の公企業会計検査委員会の勧告であろう。すなわち、言う。「借入金への依存度を、許容しうる範囲内に抑えるためには、株主たる国家の交付する新規の資本出資によるしかない……。」（傍点引用者）

実は、この勧告の論法には、一種の飛躍があった。なぜなら、EDFの財務再建策としては、まず、「料金の中和化 neutralisation tarifaire」⁴⁰⁾による方法があった筈であるし、また国家資金を動員するにしても、補助金 subventionの交付という法的手法が残されていたからである。

従って、この「飛躍」の解明こそ、資本供与金制度の政策的立場を理解してゆくことにつながる。以下、この点を探ってみよう。

まず、料金政策と資本供与金制度との関係について見てみる。現実過程の展開とは若干の時間的ずれがあるとは言え、この関係を最もよく説明しているのは、「ノラ報告」である。

投資金融において確定資金の比率を上昇させることの緊急性を指摘した上で、同報告書は、EDFについて望ましい確定資金の比率は70%であると言

39) 拙稿、前掲論文、74-75ページ。

40) 料金とコストとを接近、一致させること。換言すれば、独立採算を保証する料金形成を行なうこと。この点については *Groupe de travail du comité interministeriel des entreprises publiques, op. cit.*, pp. 57-58、堀田、前掲訳書、50-51ページ。

う⁴¹⁾。そして、いかにして、この比率を達成するべきかという点については、次のように勧告した。

「このような比率を確保するのに、料金値上げのみに頼ることは、それが需要の異常な移動を引き起こすおそれがあるために、第一の段階（すなわち、財務再建の段階——引用者）としてはできないことである。従って、1967年以降、料金値上げと多額の資本供与金〔交付〕との組み合わせが、望ましいことが分かる。」⁴²⁾（傍点引用者）

EDF の財務再建にあたって、料金値上げを一義的なものとして認めながらも、そこで優先されているのは、政策的配慮である⁴³⁾。公企業経営改革の新機軸を打ち出したことで知られる「ノラ報告」においてすら、料金中和化のみによる EDF の財務再建策は、斥けられたのである。

と同時に、資本供与金制度については、料金補償の手段としての位置づけが、明確に述べられている。実際に交付された資本供与金が、文字通り「多額」であり、また、それが、EDF における「第一の段階」の展開を主導したこと、そして、資本供与金交付による料金補償は、「計画達成契約」発効後の72年まで続いたこと、すでに見てきたところである。

ところで、「ノラ報告」の先の叙述においても、やはり補助金の交付は勧告されていない。

従来（特に50年代）確かに、補助金は、EDF も含めた公企業一般に対する、料金補償の主たる形態であった。ところが、その統一的な交付基準といったものではなく、「往々にして、〔公企業の〕経営赤字を、純粹かつ単純に、補填するために交付され」⁴⁴⁾たために、補助金による料金補償は、しばしば批判の対

41) この比率は、新規投資設備の耐用年数にもとづいて、算出されている。Ibid., pp. 56-57, 前掲訳書, 49-50ページ。

42) Ibid., p. 65, 前掲訳書, 58ページ。

43) 「ノラ報告」は、別の箇所で「料金の改訂は、単なる技術的作業であるばかりでなく、政治的決定でもある」(Ibid., p. 44, 前掲訳書, 37ページ)と、述べている。

44) A. G. Delion, *L'État et les entreprises publiques*, 1959, p. 137.

象にされてきたのであった⁴⁵⁾。そのため、政府は、かねてから補助金政策の改善ないしは転換を迫られていたという、財政政策上の事情がまずあった。

例えば「ノラ報告」では、補助金の交付は、「事業縮小をより迅速に行なうことの利益が増大している」⁴⁶⁾フランス石炭のような斜陽公企業に対する公的助成として、専ら位置づけられている⁴⁷⁾。

ところで、公企業会計検査委員会は、その第10次報告書において、EDFとフランス石炭のそれぞれに対する国庫助成の形態（前者には資本供与金、後者には補助金）を次のように論拠づけている。

「一般に、借入資本と自己資本とが適切な均衡を保つように取り計らうことが望ましいとは言え、私企業の場合と同じく、この割り当て（資本供与金の割り当て——引用者）は、〔交付の対象となる公企業の〕収益性子測にもとづいて決定される必要がある。従って、〔国家による〕資本出資は、拡張過程にある企業、生産性が見込まれた投資に対してのみ認めうるのである。そうでない場合には、補助金の方がより適切であるように思われる。石炭のような停滞企業が、その事業活動の縮小テンポを減速するだけの重要性の乏しい設備を、資本供与金や借入金によって調達するのは、非合理的でもある。」⁴⁸⁾

ここでは、資本供与金制度の運用政策が、私企業における増資政策への擬制化という視点から展開されてきたことが、明らかにされている⁴⁹⁾。つまりそこから、資本供与金による料金補償の具体的目的が、実は、単なる財務の再建だけでなく、国家の投資計画＝「経済計画」とのかかわりで要請される、EDF

45) G. Lescuyer, *op. cit.*, pp. 289-290, A. de Laubadère, *Traité de droit administratif*, 3^e éd., 1977, pp. 244-246.

46) Groupe de travail du comité interministeriel des entreprises publiques, *op. cit.*, p. 66, 堀田 前掲訳書, 60ページ。

47) *Ibid.*, pp. 66-67, 前掲訳書, 60-61ページ。

48) Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Dixième rapport d'ensemble*, le 23 février 1967, J. O. Doc. ad., 1967, p. 70.

49) 「国家が、公企業に資本供与金を交付することによって、その永久資本の〔相対〕量を、投資家が私企業に出資するそれに、接近させるようにすることが、望ましいように思われる。」(Commission de vérification des comptes des entreprises publiques, *Neuvième rapport d'ensemble*, le 7 décembre 1964, J. O. Doc. ad., 1965, p. 144.)

の増設コストを助成することにもあった、ということを知ることができるのである。

補助金政策見直しの要請と、公企業の財務再建・経営改革の緊急性が高まる中で、公企業の選別が行なわれ、このような国家資金の運用政策をめぐる再編成がなされたものと、理解してよいであろう。

そしてまた、資本供与金による、補助金機能の一部肩替わりという措置は、64年以降本格化する「フランス型財政投融资」＝国家資金の非予算化 *débudgétisation*（通常予算から離脱する投資予算の拡大）の一形態でもあったのである⁵⁰⁾。

そして、以上見てきた資本供与金制度の政策的位置づけを、根底において規定すると同時に、資本供与金制度の具体的展開過程を最終的に決定づけたものは、言うまでもなく、フランス資本主義の発展段階と、そのもとにおける国家の全般的経済政策であった。

60年以降、ドゴール政権下のフランス経済は、EEC（59年発効）との結合の深まりに対応して、国家の誘導による資本主義の高度化が、全面的に推進される時期を迎えた（例えば、66年—67年「ドブレ・コルベルティスム」⁵¹⁾）。予算規模は59年—67年に倍増し、それは、民間投資の不足分を補完する形で、主として、社会資本装備およびエネルギー産業部門に、重点投下されていった。

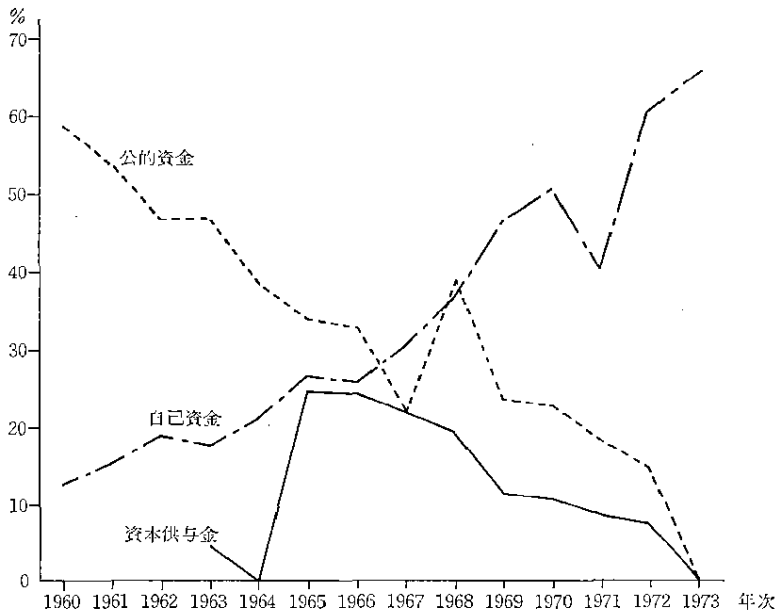
しかし、経済の国際化が一段と進行する中で（67年に EEC は、「欧州石炭鉄鋼共同体」と「ユーラトム」を統合して EC となる）、フランスの経済政策は、依然、生産力と国際競争力の増強路線を基底としつつも、その展開は、大きな様変わりを見せてゆく。折しも政治舞台では、ドゴール退陣のあとを受け、69年6月にポンピドー政権が成立する。

ポンピドー政権の経済政策の特徴は、国家主導体制の緩和と市場機能の拡

50) G. Lescuyer, *op. cit.*, p. 293, Groupe de travail du comité interministeriel des entreprises publiques, *op. cit.*, p. 71, 堀田, 前掲訳書, 65ページ。

51) 中木康夫『フランス政治史』下, 147-152ページ。

第2図 EDF 投資金融構成の変遷



注 公的資金は、資本供与金と FDES 貸付金の合計額。

〔出所〕 第1表により作成。

大・強化によって、フランス資本主義の高度化を計ろうとする「ネオ・リベラリズム」路線にある。その場合、公企業の経営改革（国家統制の緩和と公企業の市場法則への開放）は、政策推進の重点課題の一つとされた⁵²⁾。すでに見てきた、資本供与金制度の運用をめぐる69年の転機は、このような経済過程、政治過程の脈絡の中で、準備されたのであった。

52) 「ネオ・リベラリズム」路線を推進したのは、ジスカールデスタン（第一次シャパン・デルマス内閣の蔵相）のほか、新興のテクノクラート層であった。なかでも、「ノラ報告」の作成で知られる S. ノラは、実は、シャパン・デルマスの中心的経済顧問であり、「ネオ・リベラリズム」路線の立案者でもあった。ここに、ポンピドゥー経済政策と公企業経営改革の接合の、象徴的紐帯を見いだす。

なお、中木、前掲書、263ページ、を参照のこと。

第2図に改めて示した、EDFの投資金融における、それぞれの資金の推移、なかでも資本供与金のそれは、逆に、以上の政策展開を総括して余りあるものがある。

む す び

その成立から実際の運用過程におけるまで、EDFの資本供与金制度は、国家の公企業政策を一身に体现する制度であり続けたと言ってよい。それは、フランス「混合経済」の水面下における一つの、しかし象徴的な現実過程を形成してきたのである。

ところで、従来フランスでは、公企業経営をめぐる、「[その]経営資金を負担すべきは、利用者(料金)か、納税者(公的資金)か⁵³⁾」という論点定式があった。それは、公企業の、政策手段としての側面と経済的事業単位としての側面との「調整」のあり方を問う、いわば公企業経営問題の根幹に根ざした問題提示であった。

本稿で見てきた資本供与金制度の展開過程は、この問いかけに対する、国家の裁量の軌跡でもあったのである。そして、「ネオ・リベラリズム」の定置と「計画達成契約」導入に代表される公企業改革の推進とによって、「利用者か納税者か」という選択における意思決定の基本方向、従って、公企業経営政策の基本的枠組は、一応さだまったようにも思われた。

ところが、1973年末全世界を襲った石油危機は、フランス経済の様相を一変させるとともに、「計画達成契約」導入の前提となった諸条件を一挙にくつがえすことになる。それは同時に、公企業経営をめぐる新展開の幕開けでもあった⁵⁴⁾。

74年以降のEDFにおける資本供与金制度の展開を正確に理解するためには、

53) F. Chevallier, *Les entreprises publiques en France*, 1979, p. 203.

54) 例えば、76年には、「公企業の財務活動に関するヴェデル報告 *Rapport sur le financement des entreprises publiques présenté par M. Vedel*」が、経済社会審議会 *Conseil économique et social* に答申され、その中で、公企業の新たな経営のあり方が、模索されている。

言うまでもなく、こうした新たな状況の変化との関連で、それを分析してゆく必要があるが、逆に、その分析は、新たな状況のもとにおける、EDF の具体的な経営動向を把握する上で、最も重要な鍵のうちの一つとなるであろう。

(1981.11.15)